

面会制限のご協力をお願い

当院における新型コロナウイルス感染防止対策にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

5月25日新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国的に解除されました。しかし全国の感染状況は収束したのではなく、引き続きの警戒が静岡県より求められております。

当院では新型コロナウイルス院内感染防止のため、令和2年4月2日より入院患者様への面会を原則停止とさせていただいておりましたが、

令和2年5月25日より、

入院患者様への面会を条件つきで再開*（詳細は裏面）

させていただきました。

なお、14時～15時30分（毎日）および土日祝日の10時～11時の間は、面会者以外の外部者の院内立入りを停止させていただいておりますので、荷物や洗濯物の受渡しのみのご来院はその時間以外でお願いします。

入院患者様が安心して入院生活を送れますよう、

感染対策にご協力をお願いいたします。

※「面会については、感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けること」

（厚生労働省「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」令和2年2月25日）

※人権を擁護する行政機関の職員や患者様の代理人である弁護士、もしくは患者様の代理人になろうとする弁護士については面会を制限されることはありません。

※緊急やむを得ない場合は、事前に病棟へご連絡をお願いいたします。

令和2年6月29日

静岡県立こころの医療センター院長